

# 茨城県オリエンテーリング協会 支部およびクラブに関する規定

## 第1章 総 則

(目 的)

第1条 茨城県内外でのオリエンテーリング活動を円滑に行うために、茨城県オリエンテーリング協会（本会）に支部を設置するとともに、クラブ登録制度を実施する。

## 第2章 支 部

(担当地域)

第2条 本会に3つの支部を置き、担当地域を次の通りとする。

第1支部：水戸市・ひたちなか市・笠間市・茨城町・小美玉市・城里町・常陸大宮市・大洗町・東海村・那珂市・大子町・日立市・常陸太田市・高萩市・北茨城市、以上の15市町村

第2支部：鹿嶋市・潮来市・鉾田市・神栖市・行方市・土浦市・石岡市・龍ヶ崎市・取手市・牛久市・つくば市・稲敷市・美浦村・阿見町・河内町・かすみがうら市・つくばみらい市・守谷市・利根町、以上の19市町村

第3支部：古河市・筑西市・結城市・下妻市・坂東市・桜川市・八千代町・常総市・五霞町・境町、以上の10市町村

2 支部の改編および担当地域の変更は、理事会の議決を経て行う。

3 支部の担当地域を越えて活動する際には、事前に担当支部との調整を行う。

(役 割)

第3条 支部は、担当地域における本会の事業・活動の中心的役割を担う。

2 支部は、担当地域における本会の事業・活動が円滑に進むように、市町村・公共団体及び関係機関・団体等との協力関係の構築、情報の収集・提供・共有を行う。

## 第3章 クラブ

(登録要件)

第4条 茨城県内に本拠（事務局）を置き、複数名の構成員からなる団体であること。

2 本会の活動に積極的に参加および協力する団体であること。

(登 録)

第5章 本会にクラブを登録しようとする場合には、代表者氏名、代表者連絡先（住所、電話番号、電子メールアドレス）、構成員氏名を事務局に提出し、理事会の承認を得る。

2 理事会の承認が得られ、所定の登録費を払い込んだ時点で本会への登録完了とする。

3 代表者および構成員に関する情報に変更が生じた場合は、速やかに本会事務局に

報告する。

(活 動)

第6条 クラブは、本会ならびに支部の役割を尊重し、活動を行う。

2 支部との連携を密にしながら、活動を行う。

#### 第4章 補 則

(規定の変更)

第7条 この規定は、本会理事会において出席者の過半数の同意を得て変更することができる。

(施行規則)

第8条 この規定は、平成29年4月1日から運用を開始する。

2 この規定の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

平成28年10月10日 制定

以上